

答申第 1194 号

諮問第 1849 号

件名：署日誌の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 5 月 13 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 27 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 5 月 13 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）で管理する文書の開示を求める内容の行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

行政文書開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

- ・令和 7 年 4 月 23 日及び 24 日付けの署日誌
- ・令和 7 年 3 月分「留置人費償還請求明細書」確認結果
- ・看守勤務員等任用候補者推薦書（令和 6 年稲務発第 1524 号、1608 号のもの）

（請求日現在 稲沢署で管理するもの）

と記載されていた（以下、この請求内容のうち「令和 7 年 4 月 23 日及び 24 日付けの署日誌」を「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件開示請求の行政文書の特定

処分庁は、本件開示請求の対象となる文書については、稲沢警察署が保管する署日誌のうち、令和7年4月23日付けのもの及び同月24日付けのものと特定した（以下、これらの行政文書を「本件対象文書」という。）。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件対象文書の一部に条例第7条第2号及び第4号に定める不開示情報が含まれていたため、条例第11条第1項に基づき、一部を不開示とする決定をし、本件処分を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については別に決定している。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件対象文書

本件対象文書として特定した署日誌は、愛知県警察処務規程（昭和51年愛知県警察本部訓令第6号。以下「訓令」という。）第46条により定められているものであり、稲沢警察署においても訓令に基づき署日誌を備え付け、日々の署員の勤務状況その他必要な事項を記録している。

署日誌は、表面の「署日誌」と表題されたものと、裏面の「当番勤務活動記録」と表題されたもので構成されており、表裏で1日分として作成されている。

(イ) 不開示情報該当性

a 警務課の実員人数

本件処分では稲沢警察署警務課の実員人数が記載された部分を留置管理の体制に関する情報として不開示としている。

留置管理係の人員は、被疑者及び被告人の留置及び勾留に関する監視体制等が明らかとなる情報であり、これらの情報を公にすると、被留置者の逃亡又は奪還等を企図する者が、警察側の体制に応じた措置をとることにより、これらの行為を容易とするため、留置及び勾留業務に支障を及ぼすおそれがある。

このため、署日誌の現勢表の「留置管理」の実員人数は条例第7条第4号に定める不開示情報に該当する。

また、現勢表の「警務」の実員人数については、稲沢警察署警務課の警務係及び住民サービス係の実員人数の合計数が記載されているところ、愛知県警察においては、警察署の各課の人員は原則として開示することとしていることから、「警務」の実員人数を公にすると、当該人数を警務課の人員から差し引くことで留置管理係の実員人数が判明するため、「留置管理」と同様の理由で不開示としている。

b その他の不開示情報

上記のほか、本件処分では、警部補並びに同相当職以下の警察職員の氏名及び印影を条例第7条第2号ただし書ハの「規則で定める職にある警察職員」の氏名に該当するものとして不開示としている。

この他、「実働人数及び事故人数」、「当番員の体制が分かる部分の一部」、「その他の当番員の人数がわかる部分」、「事故の内訳人数」、「在庫拳銃の点検時刻、配置数、在庫数及び現在数」及び「被留置者並びに被保護者の点検時刻及び人員」について、条例第7条第4号の不開示情報に該当するものとしている。

また、「事故の内訳人数」については、一部に職員の私事にわたる内容が含まれていたため、条例第7条第2号にも該当するものとしている。

これらの不開示情報については、審査請求人との間に争いはない。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、以前の開示決定で警務係及び留置管理係の定数人数が開示されたため、今回もそれらの定数の開示を求める旨を主張している。

しかしながら、そもそも本件対象文書には定数は記載されておらず、審査請求人が開示を求める情報は存在しないことから、審査請求人の主張には理由がない。

また、本件審査請求書の記載内容とは異なるものの、本件処分の内容に照らすと、審査請求人は署日誌の現勢表の「警務」及び「留置管理」の実員人数について開示を求めているものとも考えられるが、実員人数は定数とは異なる情報である上、当該情報を公とした場合の支障性は上記(1)のイの(イ)のaで述べたとおりであるため、審査請求人の主張は理由がない。

さらに、審査請求人は、刑事及び生活安全の定数に関し主張しているものの、本件処分の不開示情報とは関連がない。

これらの点から、本件審査請求における審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は別記のとおりであり、本件行政文書は、稲沢警察署が保管する署日誌のうち、令和7年4月23日付けのもの及び同月24日付けのものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、処分庁が不開示とした部分のうち、

別表の4欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について開示を求めていることから、本件不開示部分が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第7条第4号該当性について

処分庁によれば、留置管理係の実員人数は留置管理の体制に関する情報であり、稲沢警察署の警務課は、警務係、住民サービス係及び留置管理係で構成されており、警察署の各課の人員は原則として開示することとしていることから、警務課の実員人数から警務係及び住民サービス係の実員人数を差し引くことで、留置管理係の実員人数が判明することである。

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、警務係及び住民サービス係の実員人数の合計並びに留置管理係の実員人数が記載されていた。

当審査会において検討したところ、開示情報である警務課全体の実員人数から、警務係及び住民サービス係の実員人数の合計を差し引くことで、留置管理係の実員人数が明らかになることから、警務係及び住民サービス係の実員人数の合計並びに留置管理係の実員人数は、留置管理の体制に関する情報であって、これを公にすることにより、留置及び勾留業務に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

これらのことから、本件不開示部分は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ・令和7年4月23日及び24日付けの署日誌
(請求日現在 稲沢署で管理するもの)

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	4 審査請求の対象となった部分
・ 署日誌 (令和7年4月23日付けのもの)	警部補並びに同相当職以下の警察職員の氏名及び印影	条例第7条第2号該当 警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定できるため。	なし
・ 署日誌 (令和7年4月24日付けのもの)	警務課の実員人数	条例第7条第4号該当 留置管理の体制に関する情報であって、公にすることにより、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。	全部
(令和7年4月23日及び24日付けの署日誌(請求日現在、稲沢署で管理するもの))	実働人数及び事故人数 当番員の体制が分かる部分の一部 その他の当番員の人数がわかる部分	条例第7条第4号該当 犯罪の予防及び鎮圧に係る体制に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるため。	なし
	事故の内訳人数	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第4号該当 犯罪の予防及び鎮圧に係る体制等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるため。	なし
	在庫拳銃の	条例第7条第4号該当	なし

	点検時刻、配置数、出庫数及び現在数	犯罪の予防及び鎮圧に係る体制、装備等に関する情報であって、公にすることにより、将来の犯行を容易にし、又は犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるため。	
	被留置者並びに被保護者の点検時刻及び人員	条例第7条第4号該当 留置場等の点検活動の記録であって、公にすることにより、当該被留置者等の逃亡等を誘発し、その実行を容易にするなど捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 1 0 . 2	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 4 . 2 0 (第 725 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 5 . 2 2 (第 728 回審査会)	審議
8 . 6 . 3 0	答申